

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項により、市が当事者である和解について専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

| | |
|--------|---|
| 事故の概要 | 令和5年8月14日、午後3時30分頃、君津市外箕輪3丁目のホームセンター駐車場で発生した車両損傷事故。 本市所有のパッカー車が、駐車するためバックしたところ、駐車中の相手方所有の普通自動車の左後部に接触し、損害を与えたもの。 |
| 和解の相手方 | 個人（浦安市在住） |
| 和解の条件 | 君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、113,806円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。 |
| 専決年月日 | 令和5年10月4日 |

令和5年10月23日提出

君津市長 石井宏子